

大垣女子短期大学同窓会個人情報保護に関する規程

(平成 17 年 8 月 1 日制定)

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、大垣女子短期大学同窓会（以下「同窓会」という。）における個人情報の適切な収集、利用、管理及び保存等に関して定めることを目的とする。

(定義)

第2条 個人情報とは次の定めるところによる。

- (1) 同窓会の会員に関する情報をいい、同窓会が業務上取得したもののうち、特定の個人を識別することができるものをいう。
- (2) 特定の個人の識別が可能な情報で、文書、図面、写真、フィルム、7 磁気テープ、磁気ディスク等の各種媒体に記録されたものをいう。

(基本理念)

第3条 個人情報は、基本的人権の尊重とプライバシー保護の理念の下に、慎重及び適正に取り扱わねばならない。

(責務)

第4条 同窓会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の取扱い並びに安全管理に関し、必要かつ適切な措置を講じるよう努めなければならない。

2 同窓会役員及び同窓会事務担当者は、職務上知り得た個人情報を漏洩し、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報保護管理者)

第5条 この規程の目的を達成するために、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、同窓会役員及び同窓会事務所担当課長とする。
- 3 管理者は、同窓会における個人情報の取扱い並びに安全管理について、責任を有し、必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、同窓会における個人情報の取扱い並びに安全管理について疑義が生じた場合は、すみやかに同窓会役員会に報告しなければならない。

(個人情報の収集)

第6条 個人情報の収集は、同窓会の業務遂行上等に必要な範囲内で収集するものとする。

- 2 個人情報のうち、個人の思想、信条、信仰、心身の状況及び資産等社会的状況に関する情報は、収集してはならない。ただし、明らかに本人の利益となる特別の場合はこの限りでない。
- 3 個人情報は、本人の同意の下、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外の者、機関等から収集することができる。

- (1) 本人の同意がある場合。
- (2) 法令に基づく場合。
- (3) その他管理者が、必要かつ相当の理由があると認めたとき。

(個人情報の利用及び提供)

第7条 個人情報の利用又は提供は、同窓会の業務遂行上及び大学の管理・運営上等に必要な場合で、その範囲内で利用又は提供されなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、同窓会は個人情報を利用又は提供することができる。

(1) 本人の同意がある場合。

(2) 法令に基づく場合。

(3) その他管理者が、必要かつ相当の理由があると認めたとき。

2 管理者は、前項ただし書きの規定により同窓会及び大学外に個人情報を提供する場合には、提供を受けるものに対し、その使用目的若しくは使用方法に必要な制限を付し、本同窓会の個人情報保護と同等以上の措置を講ずることを書面にて求めるものとする。

(個人情報の管理及び保存・破棄)

第8条 管理者は、個人情報の漏洩、改ざん、滅失又は毀損の防止、その他安全管理及び保存のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 管理者は、同窓会における個人情報のうち、必要がなくなった情報は、安全かつ確実な方法で破棄又は消去しなければならない。

(個人情報の開示)

第9条 同窓会が保有する個人情報が、正しく保管・管理されているかを、本人が確認するため書面にて開示請求があった場合には、速やかに本人に開示する。ただし、開示請求が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 開示請求の個人情報に、第三者の個人情報が含まれている場合。

(2) 開示することにより、同窓会の適正な業務遂行に支障が生じる場合。

(法令の遵守)

第10条 この規程に定めのない事項については、個人情報の保護に関する日本の法令等を遵守する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃については、同窓会役員会が決定するものとする。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。